工 事 名	令和7年度 あい	ナの平公民館屋上・バルコニ	二一防水	改修工事	仕様書(参考)
金額	一金		円也	(内消費税額	円)
構造規模		コニー防水改修工事 平場部 く:109.70㎡ ルーフドレン改修			7.10m²
仕 様 概 要	別紙内訳の通り				
項目	摘要	金	額	備	考
直接工事費					
共 通 仮 設 費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					
改め					
消費税	10 %				
総 合 計					

	名	称	仕	様	数量	単位	単 価	金 額	備	考
	令和7年度 あけの平公民館屋	上・バルコニー防水改	修工事							
1	仮設工事				1.0	式				
2	防水改修工事				1.0	式				
3	発生材処理				1.0	式				
	直接工事費 計									

	名	称	仕	様	数量	単位	単価	金	額	備	考
1	仮設工事										
	養生				667	m²					
	整理清掃後片付け				667	m²					
	昇降用足場		玄関 庇 くさび緊結式足場 い		16	2 m²					
	昇降用足場		西面 1F~2F 渡り くさび緊結式足場 V		20	9 m²					
	昇降用足場		南面 2F~R階 くさび緊結式足場 V	W1200	19	8 m²					
	ネット養生		防炎 I 類		56	9 m²					
	転落防止手摺		R・PH階 パラペットスタンション	/ 親綱2段	63	5 m					
	交通誘導員		搬入・荷揚げ重機作	業時		人					
	ラフテレーンクレーン		16t			日					
	計										

	名称	仕	様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2	防水改修工事								
2-1	PH階			1.0	式				
2-2	屋上階			1.0	式				
2-3	2階バルコニー東側			1.0	式				
2-4	2階バルコニー東側 EXP.J部			1.0	式				
2-5	玄関 庇			1.0	式				
2-6	2階バルコニー西側			1.0	式				
2-7	2階バルコニー西側 EXP.J部			1.0	式				
	荷揚げ荷下ろし小運搬				式				
	計								

	名	称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-1	PH階								
	水洗い清掃			21.4	ł m²				
	既存防水層撤去	3	立上りシート防水層	7.0	s m²				
	押さえ金物撤去			15.2	2 m				
	既存ルーフドレン	/撤去	ヨコ型 φ100	1.0) 箇所				
	仮防水		立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	15.:	2 m				
	防水下地調整		立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	7.0	s m²				
	合成高分子系八	<i>、</i> 一フィングシート		13.8	3 m²				
	塗膜防水		立上り X-2 材工共	7.0	s m²				
	改修ルーフドレン	/	塩ビ製 φ 100 ヨコ型 キャップ共 材工共	1.0) 箇所				
	脱気筒		ステンレス製 材工共	1.0) 箇所				
	計								

名称	住 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-2 屋上階							
既存塗膜除去	パラペット笠木 サンダー工法	16.2	m²				
水洗い清掃		421	m²				
既存防水層撤去	立上りシート防水層	36.8	m²				
押さえ金物撤去	シーリング共	81.8	m				
既存ルーフドレン撤去	ヨコ型 φ100	2.0	箇所				
既存ルーフドレン撤去	タテ型 φ 100	2.0	箇所				
仮防水	立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	81.5	m				
仮防水	既存防水破断部 シーリング MS-2 材工共	10.0	箇所				
防水下地調整	立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	36.7	m²				
パラペット笠木下地調整	ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	16.2	m²				
合成高分子系ルーフィングシート	平場 S-M2 材工共	385	m²				
塗膜防水	立上り X-2 材工共	36.7	m²				
塗膜防水	パラペット笠木 X-2 材工共	16.2	m²				
改修ルーフドレン	塩ビ製φ100 ヨコ型 キャップ共 材工共	2.0	箇所				
改修ルーフドレン	塩ビ製φ100 タテ型 キャップ共 材工共	2.0	箇所				
脱気筒	ステンレス製 材工共	5.0	台				

	名	称	仕	様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-2	屋上階									
	計									

	名	称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-3	2階バルコニー東側								
	水洗い清掃			194	m²				
	既存防水層撤去		立上りシート防水層	31.5	m²				
	押さえ金物撤去		シーリング共	105	m				
	既存ルーフドレン撤去		ヨコ型 φ100	4.0	箇所				
	仮防水		立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	105	m				
	防水下地調整		立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	31.5	m²				
	合成高分子系ルーフ	イングシート	平場 S-M2 材工共	162	m²				
	塗膜防水		立上り X-2 材工共	31.5	m²				
	塗膜防水		フェンス基礎 X-2 材工共	0.5	m²				
	改修ルーフドレン		塩ビ製φ100 ヨコ型 キャップ共 材工共	4.0	箇所				
	脱気筒		ステンレス製 材工共	3.0	箇所				
	空調室外機 仮移動		小型 架台、配管カバー取り外し・再取付	2.0	台				
	空調室外機 仮移動		中型 架台、配管カバー取り外し・再取付		台				
	空調室外機 仮移動		大型 架台、配管カバー取り外し・再取付	2.0	台				
	計								

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-4	2階バルコニー東側 EXP.J部	В						
	水洗い清掃		4.3	m²				
	既存防水層撤去	立上りシート防水層	2.5	m²				
	押さえ金物撤去	シーリング共	3.6	m				
	既存EXP.Jカバー取外し・再耳	取付 W300	3.6	m				
	既存ルーフドレン撤去	ヨコ型 φ100	1.0	箇所				
	仮防水	立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	7.2	m				
	防水下地調整	立上り撤去部ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	2.5	m²				
	合成高分子系ルーフィングシ		1.8	m²				
	塗膜防水	立上り X-2 材工共	2.5	m²				
	改修ルーフドレン	塩ビ製 φ 100 ヨコ型 キャップ共 材工共	1.0	箇所				
	計							

	名称	仕様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-5 玄関	引 庇							
水洗	い清掃		16.2	m²				
既存		立上りシート防水層	4.2	m²				
押さ	え金物撤去	シーリング共	4.0	m				
既存	アルミ笠木取外し・再取付	W200	10.0	m				
既存		タテ型 φ100	1.0	箇所				
仮防	方水	立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	14.0	m				
防水	く下地調整	立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	4.2	m²				
合成	え高分子系ルーフィングシート		12.0	m²				
塗膜		立上り X-2 材工共	4.2	m²				
改修	ミルーフドレン	塩ビ製φ100 タテ型 キャップ共 材工共	1.0	箇所				
脱気	简	ステンレス製 材工共	1.0	台				
計								

	名	称	仕様	数量	単位	単	価	金	額	備	考
2-6	2階バルコニー西	î側									
	水洗い清掃			107	m²						
	既存防水層撤去		立上りシート防水層	19	7 m²						
	押さえ金物撤去		シーリング共	55	5 m						
	既存ルーフドレン	⁄撤去	ヨコ型 φ100	3	0 箇所	:					
	仮防水		立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	64	3 m						
	防水下地調整		立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	19	7 m²						
	合成高分子系ル	ーフィングシート		86	8 m²						
	塗膜防水		立上り X-2 材工共	19	7 m²						
	改修ルーフドレン	/	塩ビ製 φ 100 ヨコ型 キャップ共 材工共	3	0 箇所	:					
	脱気筒		ステンレス製 材工共	2	0 台						
	計										

	名称	仕 様	数量	単位	単価	金額	備	考
2-7	2階バルコニー西側 EXP.J部							
	水洗い清掃		13.4	m²				
	既存防水層撤去	立上りシート防水層	7.4	m²				
	押さえ金物撤去	シーリング共	10.0	m				
	既存EXP.Jカバー取外し・再取付	W300	11.2	m				
	既存ルーフドレン撤去	ヨコ型 φ100	1.0	箇所				
	仮防水	立上り撤去部 シーリング MS-2 材工共	21.2	m				
	防水下地調整	立上り撤去部 ポリマーセメントモルタル薄塗 材工共	7.4	m²				
	合成高分子系ルーフィングシート		6.0	m²				
	塗膜防水	立上り X-2 材工共	7.4	m²				
	改修ルーフドレン	塩ビ製 φ 100 ヨコ型 キャップ共 材工共	1.0	箇所				
	計							

	名称	仕	数量	単位	単 価	金額	備考
3	発生材処理						
	発生材積込	廃プラ類	2.0	m²			
	発生材運搬	2t 人力 廃プラ類 25.5km以下	2.0	m²			
	発生材処分	廃プラ類	2.0	m²			
	スクラップ控除	アルミ	0.01	t			
	スクラップ控除	鉄くず	0.01	t			
	計						

一施工条件明示書一

		I.3	事名	令和7年度 あけの平公民館屋上・バルコニー防水改修工事 事務所名 富谷市役所	
項	目	条	件	内 容 施工方法	備考
	者(以下配置技術者という。)の配				
(1) 配置技術者の工事 現場への専任を要	現場施工に着手する日の指定		● ない		(出納局契約
しない期間	1			着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置 場への専任は要しない。	課ホームペー
	工事現場が不稼働の期間			事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備	ジ参照のこと http://www.p
				E事現場が不稼働であることが明確である期間	ef.miyagi.jp/s
	完了検査後の期間 工事中止の期間			が終了し、事務手続き、後片付けのみが残っている期間 いる場合その他これに類する場合の期間	shiki/keiyaku kk50.html)
	工場製作のみの期間			家働している期間	KK5U.IIIIII)
特例監理技術者の配置					
				建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。	
		〇 対象	対象	特例監理技術者を配置する場合は下記によるものとする	
		1 特例	監理技術	者を配置する場合は以下の(ア)~(サ)の要件を全て満たさなければならない。	
		(ア)本	L事の現	場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監	理技術者補佐
				『配置すること。 甫佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務	奴職/テトリ版
				常在は、「RAMELT B 在1977年 1971年 1971年 1971年 1972年 1973年 1	
				司じであること。 浦佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	
				無性は八代の加有と直接的が、2位前的な推用関係にあること。 監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。	
				いは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、	
				よる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に豚 工事を一の工事とみなす。)	る。) について
		(オ)特(列監理技	術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所	管内の宮城り
				E事でなければならない。 術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなけれ	はぜたらたい
		(キ)特値	列監理技	術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	Marabrav 6
				補佐が担う業務等について、明らかにすること。 ◆配置しない工事であること。	
				B配直しない工事であること。 務同士は兼務できない。	
		※24時	間体制で	応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等	
				の追加専任を必要としないもの。 技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している	場合の確認事
		項を提出	出すること		
		3 本工録を行う		て、特例監理技術者及び監理術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CO!	RIINS)への3
3 積算基準及び設計単価の	/海田細口	PAC 117			
		@ #Z	○ ない	独信甘油エィビ30-21.16 (屋) 4.八上 ロの並且の甘油エィビ (屋 L.) マンス	
(1)積算基準及び設計単 4 工程関係	-個の週用について	ある	0 40.	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。	
	ade tim = remitte	0 +-	0 +		
(1) 関連工事による施工	時期の調整	○ ಹತ	● ない		
(2) 施工時期による制限		ある	○ ない	施設管理者との協議による。	
(3) 関係機関等との協議	の未成立	೦ ಹತ	ない		
(4) 関係機関等との協議		೧ ಕನ	ない		
5 公害対策関係	71071 TV C21111 - 1770	0			
		工事の加	布工にあ;	とり、別表に示す排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。	
(1) 一般事項		また、騒	音規制法	、振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じること。	
(2) 施工方法、機械施設	、作業時間等の制限	ある	○ ない	作業時間は施設管理者との協議による。	
5 安全対策関係					
(1) 交通安全施設等の指	定	○ ಹತ	ない		
(2) 占用埋設物との近接	工事による	○ ಹ る	● ない		
施工方法、作業		0			
(3)定期安全研修·訓練	亭の実施	ある	○ ない	工事着手後、原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て安全に関する研修・訓練等を定期に	りに実施する。
7 排水工関係					
(1) 濁水、湧水処理のた	めの特別な対策の必要性	○ ಹತ	● ない		
(2) 排水設備確認申請等		O ಹತ	ない	排水設備等の新設、増設又は改設を行う場合は、排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に	着手すること。
3 建設副産物対策関係(建	投発生土)		:		
(1) 建設発生土の処理・	処分について	O ಹತ	ない	本工事の残土は、下記に運搬する。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の	対象とする。
(2) 建設発生土	処理·処分	-	:: ´` 兼書による		
(2) ÆW/LIL	現場外管理について			。 管理者(複数可)を選任し、「施工計画書」に記載し、監督職員に提出すること。	
)/IBELIE / (管理表」を工事着手前に監督職員に提出すること。	
	1	「建設発	生土搬出	 等管理表」を搬出を行う日ごとに作成し、一週間毎の集計表を監督職員に提出すること。	
	<u> </u>			入地において、搬出先土量を管理するとともに、搬出先で土量を確認すること。	
建設副産物対策関係(建	設発生土以外の建設副産物)				
		○ ಹಕ	● ない	特記仕様書による	
			:)処理·処	ー 分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員	
(1) 建設発生土以外の殖	≢設副産物の処理・処分について	下記の			と協議するこ
(1) 建設発生土以外の質	書設副産物の処理・処分について	と。また、		・分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清 L(唇管名またけ毎層利針会推進課のHPA参照)	と協議するこ 掃に関する法
(1) 建設発生土以外の質	書設副産物の処理・処分について	と。また、律」を遵	守するこ	分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清 と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法
		と。また、律」を遵工事現場	守するこ 易内及び	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法
		と。また、律」を遵工事現場	守するこ	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法
(2) 建設発生土以外の 建設副産物		と。また、 律」を遵 工事現は 特記仕村	守するこ 場内及び 兼書による	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5	掃に関する法
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用	処理・処分	と。また、 律」を遵 工事現場 特記仕材 特記仕材	守するこ 場内及び	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す る	掃に関する法
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交接	処理・処分	と。また (本)を選 工事現ま 特記仕材 特記仕材 特記仕材 請負額が 円以上の	守するこ 場内及び 兼書による ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 5 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ	掃に関する法 ること。 ステムにデー:
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用	処理・処分	と。また 建」を選工 本記仕 特記仕 特記仕 特記仕 特記仕 は工事	等するこ 場内及び 業書による 第書による が1百合 登録をす	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す る	掃に関する法 ること。 ステムにデータ 画書を作成
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また (本)を選 工事現ま 特記仕材 特記仕材 特記仕材 請負額が 円以上の	等するこ 場内及び 業書による 第書による が1百合 登録をす	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 安注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな	掃に関する法 ること。 ステムにデーク 画書を作成 い。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交接	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また選工事現は特記仕付 特記仕付 特別の はあるものと	等するこ 場内及び 業書による 第書による が1百合 登録をす	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す を 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設削産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設削産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければなら成受注意は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表決を行成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設サナイ等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設サナイ	掃に関する法 ること。 ステムにデーク 画書を作成い。 ム契約担当者
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また遵工事現は特記仕付け、 おものと ある	守するこ 場内 及び 様書による ボコ 場合 がり 数 よい ・ ない ・ ない	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する。 多注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。	操に関する法 ること。 ステムにデーク 画書を作成 い。 、、契約担当者 クル法第18名
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また遵工事現は特記仕付け、 おものと ある	守するこ 場内 及び 様書による ボコ 場合 がり 数 よい ・ ない ・ ない	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならめ受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成受注意は出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設ササイ第3項に基づいて報告すること。 6イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするころ	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、契約担当3 クル法第18名
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また遵工事現は特記仕村 特記仕村 特記仕村 特記仕村 特記 (日本) は (日本)	守するこ 場内 及び 様書による ボコ 場合 がり 数 よい ・ ない ・ ない	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 安注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 5イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこ 具体的内容:	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、契約担当3 クル法第18名
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項	処理・処分 システム(COBRIS)	と。また遵工事現は特記仕村 特記仕村 特記仕村 特記仕村 特記 (日本) は (日本)	守するこび 場内及び 業書によぶ 第1百万 6 6 7 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならめ受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成受注意は出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設ササイ第3項に基づいて報告すること。 6イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするころ	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、契約担当3 クル法第18名
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交接 への登録について (5)建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 1 資材関係	処理・処分 をシステム(COBRIS)	と。また・選工事現は特記仕村 特記仕村 特記仕村 特記仕村 おきのと ある エ事現 の ある	守するこび 等書による では場合でする。 ・ ない ・ ない ・ ない ・ ない ・ ない	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設削産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設削産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を付金に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 3イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこ人体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、 契約担当: クル法第18分 と。
(2) 建設発生士以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 1 資材関係 (1) 特定調達物品の利用	処理・処分	と。また選工事現場特記仕科特記仕組持記しては工事であるものと ある エ事現場 のある	守するこび 等するこび 素書 百合 おり かり かり かり かり かり かい あい あい あい あい あい あい あい あい あい あ	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 安注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 5イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこ 具体的内容:	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、 契約担当: クル法第18分 と。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 具体的協議事項 (1) 真体的協議事項	処理・処分	と。また選工事現ま特記仕村 特記仕村 特記仕村 請負額 円以上ではエ事とるものと ある 工事現ま	守するこび 等書 「場合をする。 「はよった。」 「はよった。」 「はよった。」 「はない。 「はない。 「ない。 「な、 「ない。 「な、 「と、 「ない。 「な、 「な、 「な、 「な、 「な、 「な、 「。 「な、 「。 「な、 「。	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 5 6 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等台のとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 5 64メージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 64メージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 2メージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、契約担当 クル法第183 と。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 (1) 特定調達物品の利用	処理・処分	と。また遵 工事現は 特記仕組 特記仕組 特記は類に のと のよのと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のと のよう のよう のよう のよう のよう のよう のよう のよう	守するこび ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す (5) 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成受主流は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 (54メージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をすること、 (54イージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をすること、 (54アージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 (54の)(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ (54 内の選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い。 、契約担当 クル法第183 と。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用	処理・処分	と。また遵理 特記 仕杜 特語 負担 上 を	守するこび まま 1場録を までの 1場録を あい までの はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 多 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表し、3のち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 5イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をすることが内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ、 同様はおいて、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県はおかである。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い、契約担当5 と。 ばならない。 産木材製品の
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特	処理・処分 システム(COBRIS) かいて プ	と。また遵理 特記 仕杜 街 請負用以工事 お記 仕 村 特記 仕 付 額上のと ある 工事 現 の 全 注 用 い	守するこび ・	と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならか。 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1・3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書ともに提出してければならか。等に説明書ともに提出しておければならか。第3項に基づいて報告すること。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 其体的内容: イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこ具体的内容: イメージアップの集体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ な材の選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県 はばならない。 場品を使用する場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 に宮城県グリーン製品、県産木材製品の活用について、所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行う、に宮城県グリーン製品、県産木材製品の活用について、所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行う、	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い、契約担当3 と。 ばならない。 産木材製品の
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特	処理・処分	と。また選手 特記 仕村 特記 付出 を おる で	守するこ び よ ま 音 百 合 す す る で が よ ま で は よ が り は な い は の な が は な が な な が は な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な が な な な な が な	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設削棄物情報交換シの入力を行うと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設削産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を見いまでに説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとさは、建設ササイ第3項に基づいて報告すること。 3人メージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこれメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこれメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をするこれメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはいる場合は、そのことを証明できる資料を添けし、監督員に提出すること。 はてきな味りアリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばならない。 場品を使用する場合は、そのことを証明できる資料を添けし、監督員に提出すること。 はてきないて、グリーン構み促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばならない、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	操に関する法 ること。 ステムにデール 画書を作成 い、契約担当3名 と。 ばならない。 産木材製品の。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (5) 建設リサイクル法につ (1) 具体的協議事項 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特	処理・処分 システム(COBRIS) かいて プ	と。生き現場 特記 仕組 特記 倒り なる ある 本事現 の まる 名 は で まる で 要注 に 要求 で まる ままる ままる で まる ままる で まる ままる で まる ままる で まる まる ままる で まる ままる で まる まる	守病	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とどもに提出するのとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとさは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 をイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてならない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれなない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばからない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばからない。 2日本の第二において、グリーン購入保進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばから、大田のは、上田のでは、大田の	操に関する法 ること。 ステムにデール 画書を作成 い、契約担当3名 と。 ばならない。 産木材製品の。
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交接 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (5) 建設リサイクル法につ (1) 具体的協議事項 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特	処理・処分 システム(COBRIS) かいて プ	とまを選集 特記化は 特記 情報 は 一	守する で	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 多注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等付合で定める様式第15列表で、15当該工事に該当する別表及び工程表を作成受主意は、分別解体等付合で定める様式第15列表で、15当該工事に該当する別表及び工程表を作成第3項に基づいて報告すること。 を注意はまたとれに提出すること。 を持つがで報告すること。 は、特の内容: イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をすること。 本イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 集材の選定において、グリーン購入促進条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなければならない。 と結る使用する場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 に日塚県グリーン製品、県企本材製品の活用について、所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行う課に日塚県がリーン製品、果企本材製品を1乗の活用において木材を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 板棒(既製品)を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 板棒(既製品)を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い、契約担当5 と。 ばならない。 産木材製品の
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 1 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特	処理・処分 システム(COBRIS) かいて プ 間促進 定調達物品 及び県産木材製品の活用	とまを選集 を	守鳥 兼	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とどもに提出するのとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとさは、建設リサイ第3項に基づいて報告すること。 をイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてならない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれなない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばからない。 2日本の適定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばからない。 2日本の第二において、グリーン購入保進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県いばから、大田のは、上田のでは、大田の	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い、契約担当 と。 ばならない。 産木材製品の
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特 (2) 宮城県グリーン製品/2	処理・処分 システム(COBRIS) かいて プ	とまを選集 を	守する で	と「環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 多注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならな受注者は、分別解体等付合で定める様式第15列表で、15当該工事に該当する別表及び工程表を作成受主意は、分別解体等付合で定める様式第15列表で、15当該工事に該当する別表及び工程表を作成第3項に基づいて報告すること。 を注意はまたとれに提出すること。 を持つがで報告すること。 は、特の内容: イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をすること。 本イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 集材の選定において、グリーン購入促進条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなければならない。 と結る使用する場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 に日塚県グリーン製品、県企本材製品の活用について、所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行う課に日塚県がリーン製品、果企本材製品を1乗の活用において木材を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 板棒(既製品)を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 板棒(既製品)を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 い、契約担当5 と。 ばならない。 産木材製品の

(3) 県内産製品の使用	工事の施工にあたり、適切に実施し、工事完了後は所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行うこと。 なお、報告対象とする主要な資材は、監督職員との協議によるものとする。 事業管理課HP参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html			
(4)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は、同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。			
(5)購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」 を提出すること。			
12 工事経過記録の報告	工事履行報告書を、毎月1回監督職員に提出する。 内容:日誌、天候、工事進捗状況、工事進捗状況写真、その他監督職員の指示する事項			
13 その他				
(1)「学校施設におけるシックハウス症候群発症防止 指針」の適用	○ 55 ® \$11			
(2)現場代理人の兼務の承認	「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」(契約課ホームページ参照: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/)に基づく条件に適合する工事で、工事現場の運営・安全管理等に支障がないと判断した場合、現場代理人の兼務を認める。			
(3)「施工体制事前提出方式(オープンブック方式)」の適 用	②この工事の入札は、施工体制事前提出方式(オープンプック方式)を適用する。オープンプック方式とは、工事請負契約締結 に先立ち、応札者が自ら積算内容及び工事の施工体制を明らかにする方式であり、入札時において宮城県の指定様式である 「工事費内訳書」に必要事項を記載して、電子入札システム内の入札書提出時に添付ファイルとして提出するものとする。(紙入 札においてはCD-R等により、提出するものとする。)「工事費内訳書」及び「工事費内訳書記入要領」は、この工事の入札公告が 掲載された宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムからダウンロードして使用する。			
	②この工事を請け負った者は、工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項に基づく一部下請負承認願等の書類の記載内容等について、上記の「工事費内訳書」を使用して宮城県が行う調査に協力しなければならない。具体の調査内容を記載した「公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査については、宮城県のホームページまたは宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムからダウンロードできる。 ③この工事を請け負った者は、発注者の指示があった場合には、下請負人の協力を得て、最終変更請負契約締結後に配布される最終工事費内訳書に精算額等の必要事項を記載して、(D-R等により提出するものとする。			
(4)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の劣災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において、受注者は法定外の劣災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。			

| 17人ははなりはい。なみ、ハ ※ 条件欄に「ある」と記入した場合は、必要に応じて内容、施工方法等を記入すること。
※ 2 公害対策 の別表は次ページ参照

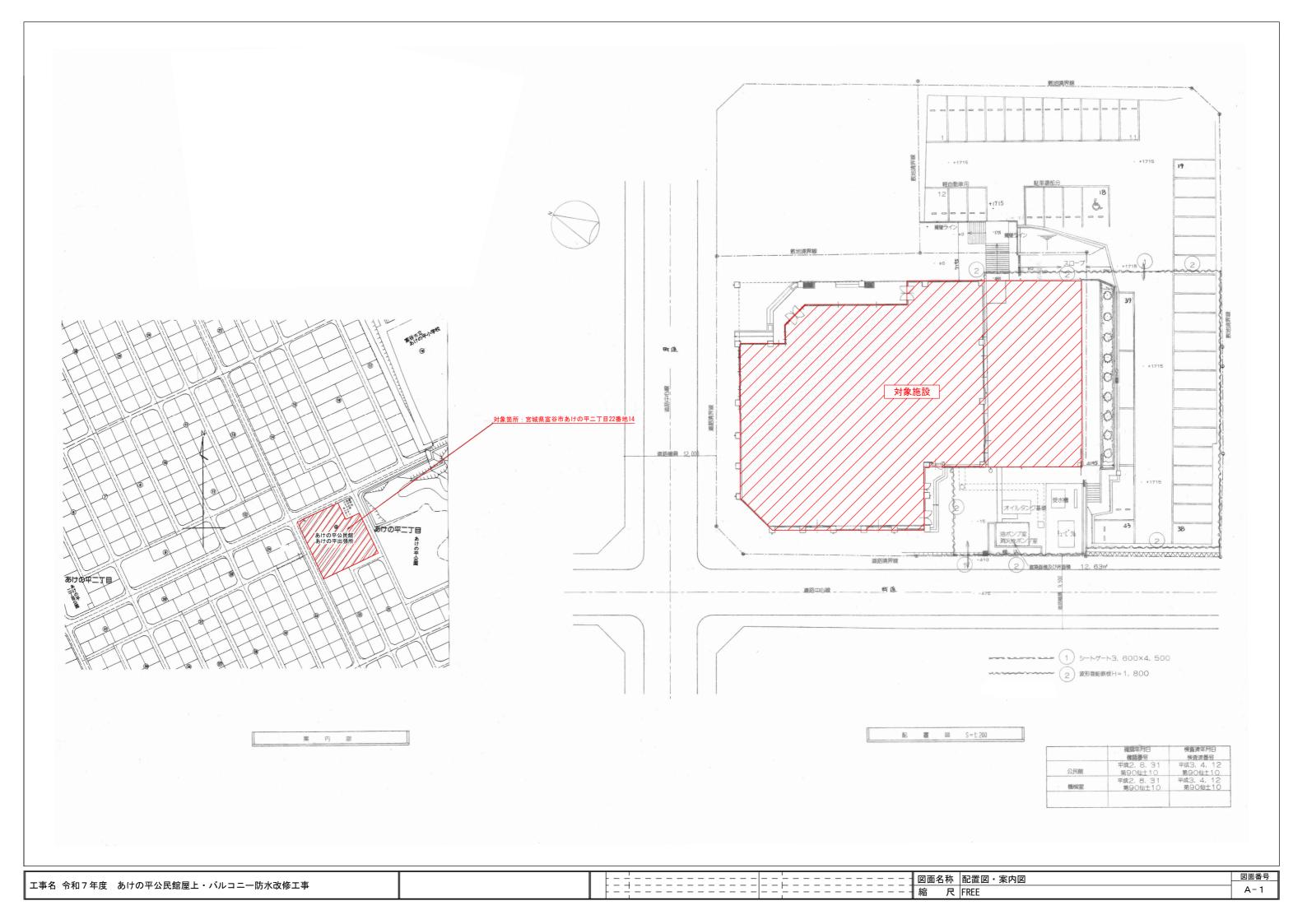
別表 排出ガス対策型建設機械を使用する工種及びその機種

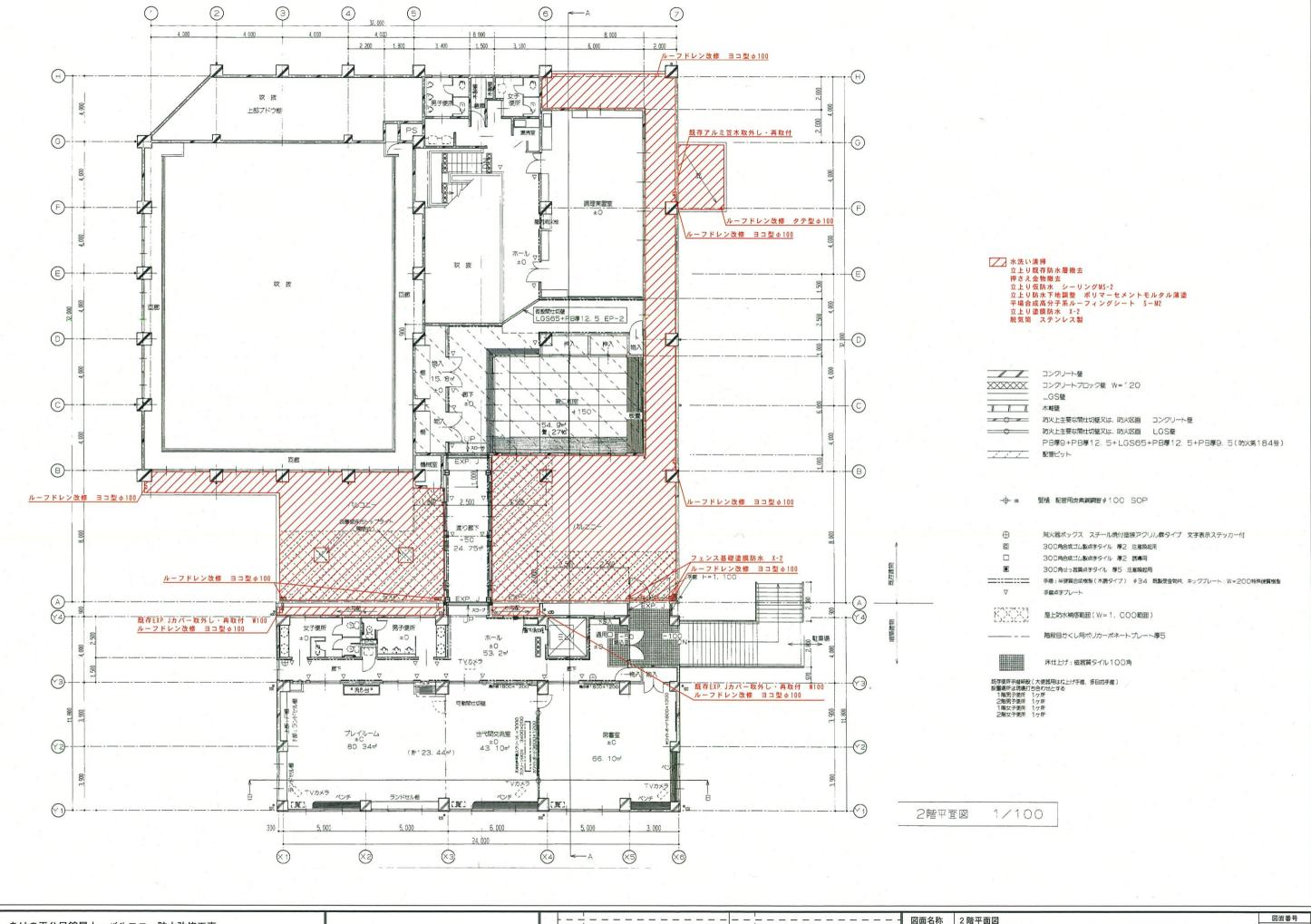
工種		建設機械名	備考		
トンネル工事用排出ガス 対策型建設機械(7機種)	・バックホウ ・大型プレーカー ・トラクタショベル ・コンクリート吹付機	・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・コンクリートミキサ	ディーゼルエンジン(出力30kw~260kw(40.8Ps~353Ps))を搭載した 建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の 種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。		
一般工事用建設機械	ディーゼルエンジン駆動の油圧= 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧	式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、 サーキュレーションドリル、アースドリル ールケーシング掘削機	ディーゼルエンジン(出力7.5kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。		

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された 民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日まで装着したものに限る。)を使用することで、排出ガス対策型 建設機械と同等と見なす。

特記事項

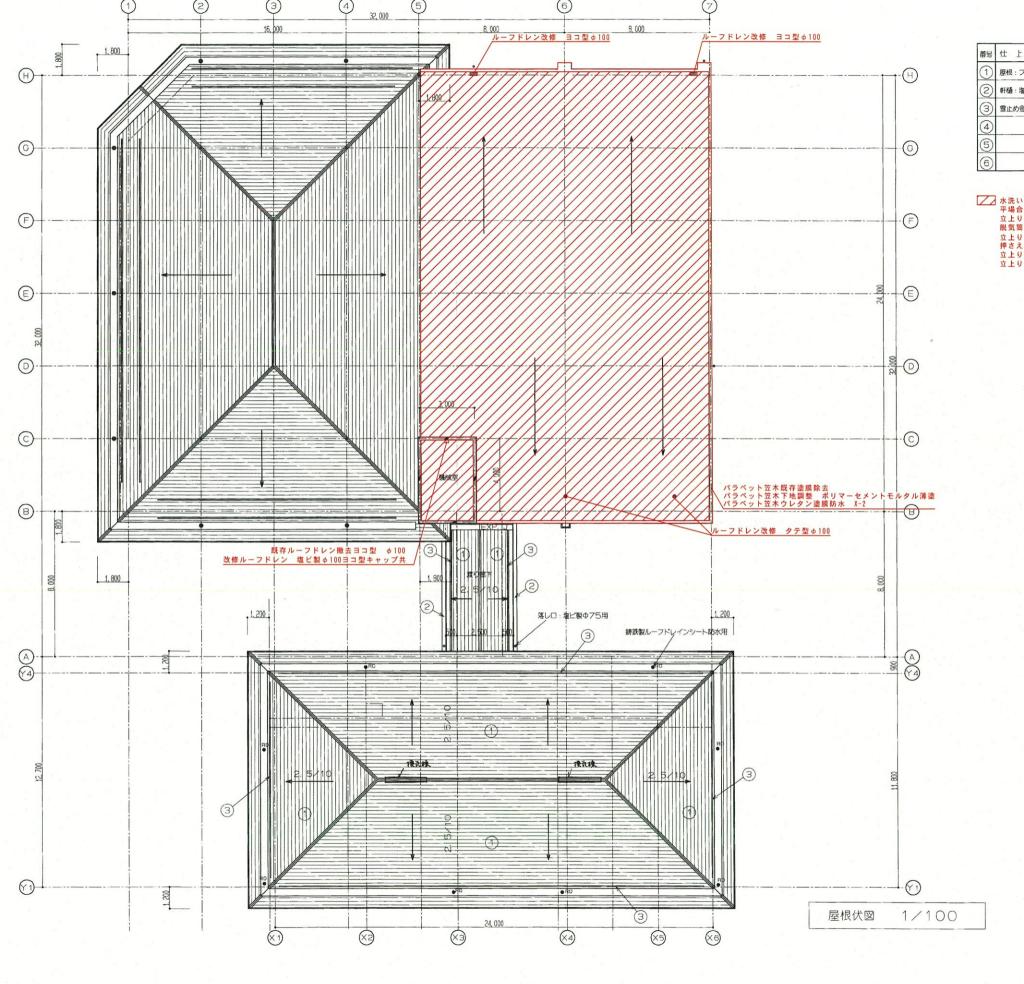
一件 記 事 項						
1 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無						
(1)「ICT施工・3次元化等の活用扱業」の適用工事	1	○ 対象		1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書(一般土木工事の場合)」に基づき、該当する工種に関する提案を選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆろ作文)の評価対象外とする(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合)。なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。		
(2)実施された技術についての費用	(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)					
2 週休2日工事等の適用の有無						
	対象	● 対象	○ 対象タ	種別または区分を変更する場合は受注者より工事着手前に監督職員と協議を行うこと。		
(1)週休2日工事	種別	現場閉所型		現場関所型:巡回パロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替 制:現場関所を行うとが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。		
	区分	● 通期	○ 月単位	通 期:対象期間全体で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態 月 単 位:対象期間全ての月で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態		
(2)女性活躍推進モデル工事		○ 対象	◉ 対象外	特記仕様書による。		
(3)遠隔臨場の取組み		○ 対象	◉ 対象外	特記仕様書による。		
(4)情報共有システムの取組み (○ 対象	◉ 対象外	特記仕様書による。		





 工事名 令和7年度 あけの平公民館屋上・バルコニー防水改修工事
 図面名称 2階平面図
 図面名称 2階平面図

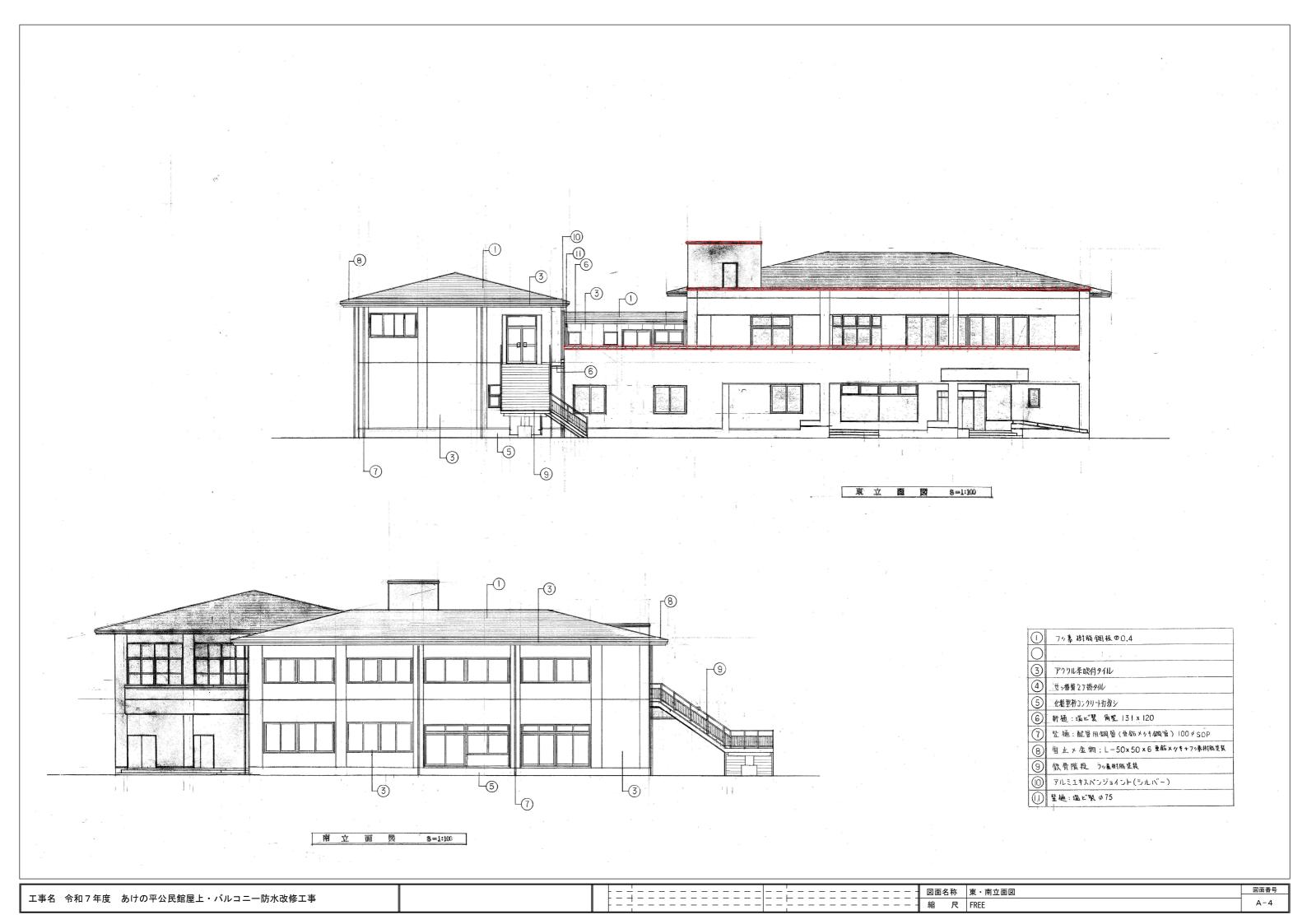
 A-2



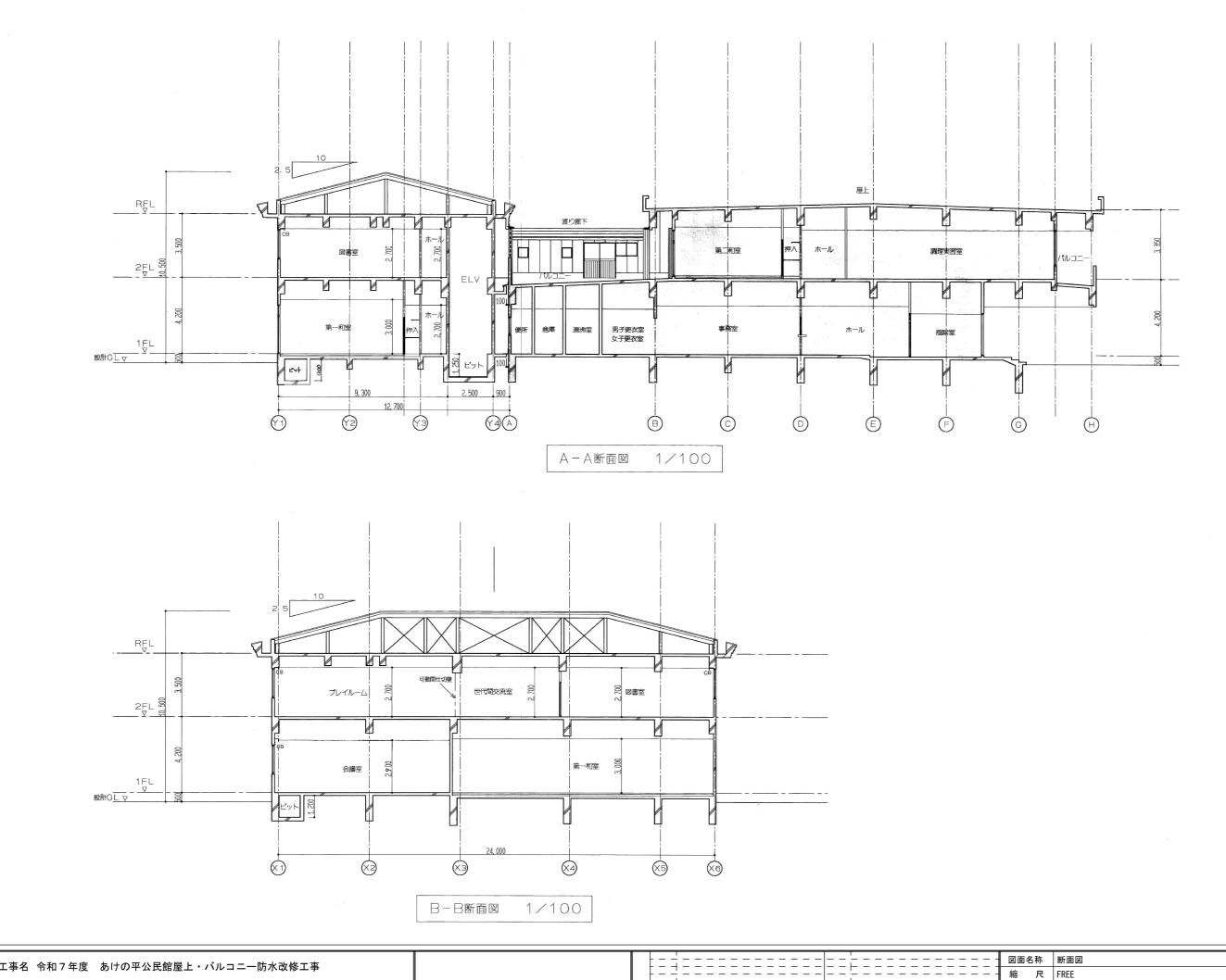
番号 仕 上 表

① 歴根: フッ素樹脂物板厚O. 4模質
② 軒隨: 塩ビ製 角型131×120
③ 雪止め金物: L-50×50×6亜鉛メッキ+フッ素樹脂塗装
④
⑤
⑥

図面番号



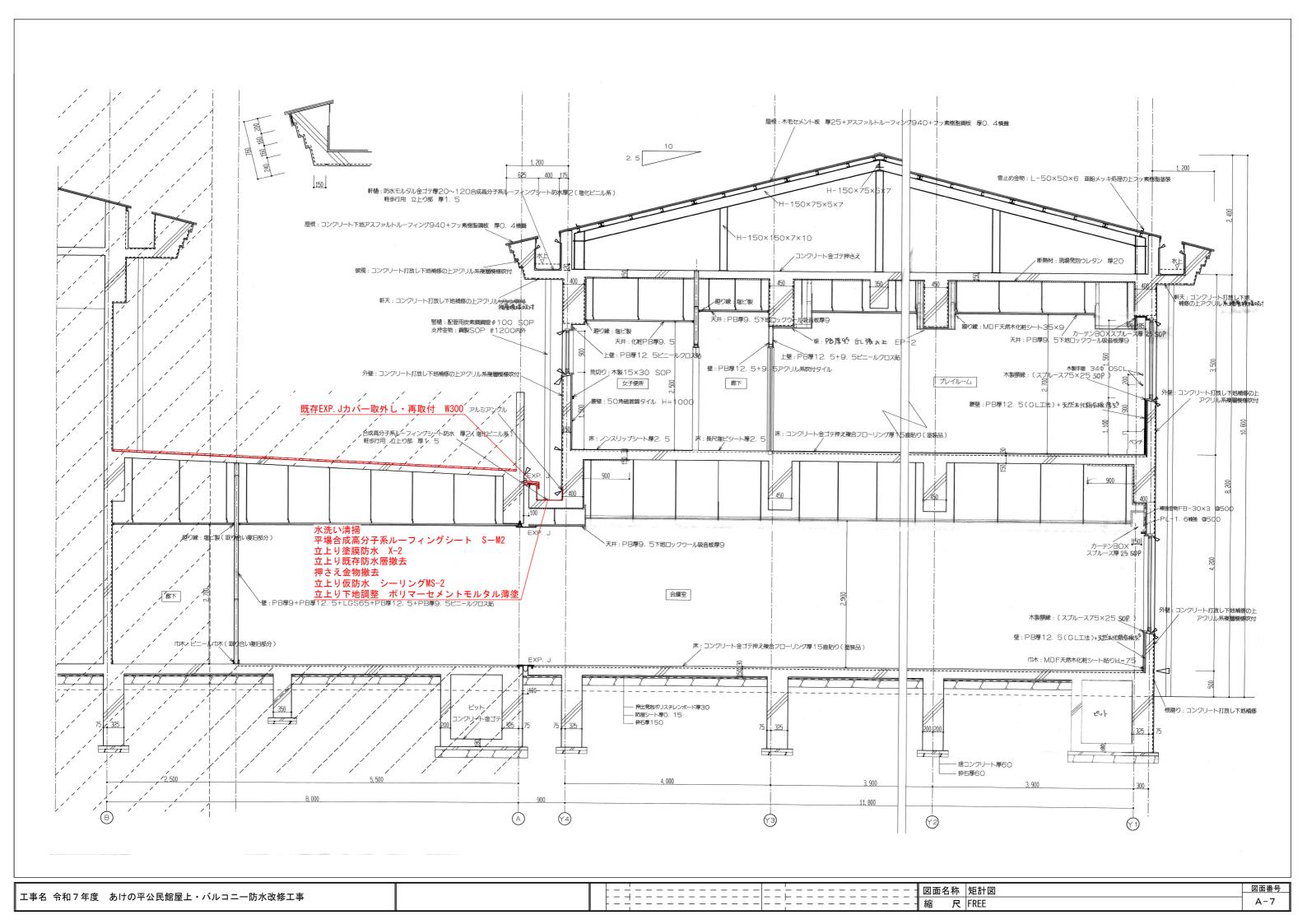




図面番号

A-6

縮 尺 FREE





令和7年度 あけの平公民館屋上・バルコニー 防水改修工事 現況写真	
防水改修工事	令和7年度
	あけの平公民館屋上・バルコニー
現況写真	防水改修工事
	現況写真



令和7年度
あけの平公民館屋上・バルコニー
防水改修工事
現況写真



令和7年度
あけの平公民館屋上・バルコニー
防水改修工事
現況写真



令和7年度
あけの平公民館屋上・バルコニー
防水改修工事
現況写真



あけの平公民館屋上・バルコニー防水改修工事現況写真



令和7年度
あけの平公民館屋上・バルコニー
防水改修工事
現況写真



令和7年度
あけの平公民館屋上・バルコニー
防水改修工事
現況写真



令和7年度 あけの平公民館屋上・バルコニー 防水改修工事 現況写真



令和7年度 あけの平公民館屋上・バルコニー 防水改修工事 現況写真